

つながる

農地利用最適化推進活動マニュアル

佐賀県

佐賀県農業会議

佐賀県農業公社

目次

- 「つながる」ためのスケジュール2
- 「つながる」第一歩
 - ①まずは事前準備をしましょう
 - I. 農業者への戸別訪問に必要な事前準備3~4
 - II. いよいよ戸別訪問活動です5~8
- 「つながる」ために!!
 - ②戸別訪問・地域の話し合いの場へ参加しましょう
「農地を貸したい・借りたい」等の聴き取りをしましょう9~10
- 「つながる」から「つなぐ」へ!!
 - ③聴き取り情報の整理・農業委員会事務局へ提出しましょう11
- 「つなぐ」ために!!
 - ④定期検討会でのマッチング協議・検討をしましょう12
- いよいよ「つなぐ」!!
 - ⑤出し手・受け手の意向確認・マッチング調整13~14
- 中間管理権設定のメリット15
- 「つなぐ」「つながる」集大成!!
 - ⑥マッチング内容を報告しましょう16
- 「つなぐ・つながる」
 - 農地集積活動(戸別訪問~マッチング)の流れ17
- 参考資料20~30

「つながる」ためのスケジュール

農地集積活動(戸別訪問～つなぐまで)の流れ

- 1 事前準備をしましょう!(情報の収集、名刺・チラシ・農地地図等の作成)
- 2 戸別訪問・地域の話し合いの場へ参加しましょう!
「農地を貸したい・借りたい」等の聴き取りをしましょう!
- 3 聴き取り情報の整理・農業委員会事務局へ提出しましょう!
- 4 定期検討会でのマッチング協議・検討をしましょう!
- 5 出し手・受け手の意向確認・マッチング調整をしましょう!
- 6 マッチング内容の報告をしましょう!



「つながる」第一歩!!

I. 農業者への戸別訪問に必要な事前準備

1 自分自身を地域でPRするための材料づくりをしましょう!!

安心

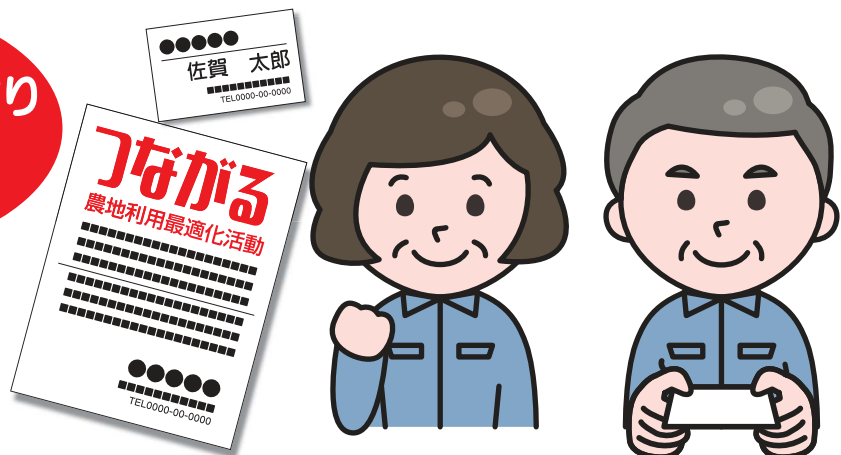
● 名刺やチラシ等を作成しましょう!

地域の方々に委員の顔とお名前を覚えていただくことが、今後の委員会活動を円滑に進める第一歩となります。

戸別訪問の際に自らの名刺や顔写真の入ったチラシを配ったり、自治会回覧等を行うことは、顔や名前を覚えていただく良い方法となります。

また、顔や名前を覚えてもらうことは、こちらから情報収集するだけでなく地域の方から委員の方々へ情報が集まりやすくなります。

ぜひ、
名刺やチラシを作り
配布して
いきましょう。



農地集積に向けた第一歩～戸別訪問を始める前に～

①まずは事前準備を しましょう!!

(情報の収集、名刺・チラシ等の作成)

2

農業委員会事務局や農政担当課から 情報収集をしましょう!!

安心

●担い手リスト(農地中間管理機構の 借受希望者リスト等)を把握しましょう!

農地中間管理機構を通じて農地を借りたい人の情報(「借受希望者リスト」)を入手しましょう。

人・農地プランの中心経営体やアンケート調査で拡大意向のある農家等の情報を農業委員会事務局・農政担当課から入手し、自らの担当地区の受け手となりうる担い手を把握しましょう。

●担当地区の農地の状況を把握しましょう!

農家等と話をする際に、農地地図があれば、農地の場所の特定が比較的簡単になりますので、農地地図もあわせて入手しましょう。

スムーズにすすめるために地図を持ちましょう。

農地中間管理機構の「借受希望者リスト」は、佐賀県農業公社のホームページでも確認できます。

佐賀県農業公社

検索

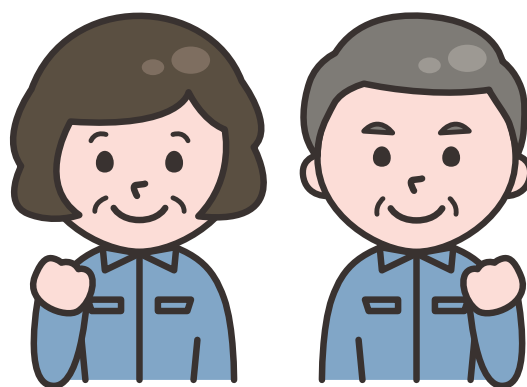
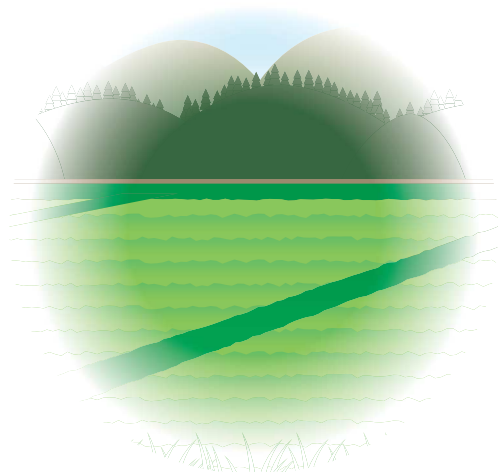


「つながる」第一歩!!

Ⅱ. いよいよ戸別訪問活動です

1 訪問に関する心掛け!!

- 戸別訪問の際、場合によっては最初から農地情報を聴くことは難しいかもしれません。その場合は、世間話から始めても構いません。情報収集の際訪問先から、即答できないもの、解決に時間がかかるもの、そもそも出来ないことなどの相談を受けることがあるかもしれません。そういった場合は、一人で抱え込まず、農業委員会事務局に報告しましょう。



農地集積に向けた第一歩～戸別訪問を始める前に～

①まずは事前準備を しましょう!!

(情報の収集、名刺・チラシ等の作成)

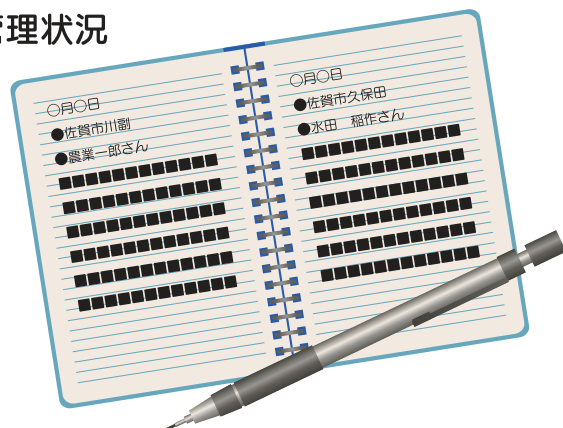
2 情報収集、記録を行きましょう!!

<訪問時>

戸別訪問時の聞き取り用紙(22ページ 参考資料参照)

- 農家等の保有している農地や管理状況
- 今後の農地の利用意向

メモしましょう!



<訪問後>

農地に関する状況報告書(23～26ページ 参考資料参照)

- 農業委員会事務局と連携して、規模拡大や農地を貸したい・売りたい農家の聞き取り内容をまとめましょう。

この資料を元に再度、戸別訪問をしましょう!!

<情報収集、記録はとても重要な資料となります>

「つながる」第一歩!!

II. いよいよ戸別訪問活動です

③ 期間満了前の利用権設定農地を把握しましょう!!

今後、戸別訪問をする際に、**農業者の農地が期間満了を迎える利用権設定農地かどうか**により、農地中間管理機構への切り替えについて、お話しいただく必要があるため、農業委員会事務局から、その情報を入手したうえで戸別訪問を実施しましょう。



④ 「人・農地プラン」や各種施策に伴う話し合いの場を把握しましょう!!

地域内で農業者が集まる機会は、大変貴重な情報収集・意見交換の場でもあります。こちらも農業委員会事務局・農政担当課から、その情報を入手し、必ず話し合いの場に参加していきましょう。

あわせて、話し合いの場に参加する前後に参加農業者のところへ戸別訪問すると、より

多くの情報を収集できる可能性もありますので、**戸別訪問と話し合いの場への参加について、セットで取り組みましょう。**



農地集積に向けた第一歩～戸別訪問を始める前に～

①まずは事前準備を しましょう!!

(情報の収集、名刺・チラシ等の作成)

5 戸別訪問の優先順を確認しましょう!!

戸別訪問を行う際は、どこのお宅からでも、ということではなく、離農を考えている人や規模縮小を考えている人、また、受け手として規模拡大を考えている人などから優先的に訪問し、情報収集しましょう。

優先順は、地域の実情により異なりますので、農業委員会事務局と相談しながら優先順を決めていきましょう。

参考にしてください!!

【訪問の優先順の例】

出し手となる見込みがある人

- ◎高齢農業者(離農・規模縮小検討農業者)
- ◎遊休農地所有者(利用意向調査にて把握可能)
- ◎利用権の期間満了を迎える農地所有者 など

受け手となる見込みのある人

- ◎「人・農地プラン」で出し手・中心経営体として記載されている農業者等
- ◎認定農業者
- ◎後継者のいる人
- ◎兼業農家で退職予定の人
- ◎利用権の期間満了を迎える農地借受者 など

「つながる」ために!!

担当地区の農業者等のお宅へ訪問して、所有(利用)する農地の利用状況、要望(貸したい、借りたい等)の聴き取りを行きましょう。

また、地域での話し合いの場(「人・農地プラン」等)へ必ず参加し、意見・要望を聴き取りましょう。

その際は、事前に準備した名刺やチラシ、担い手リスト、農地地図などを忘れずに携帯しましょう。



〈農地を貸したい人には…〉

【所有する農地の】

■各筆の所在地・面積

(事前に、農業委員会事務局から、地図、農地台帳の情報を入手しておきましょう)

■各筆ごとの利用状況

- 耕作しているかどうか、何を作っているか
- 耕作していない場合の管理状況(耕起・草刈り程度・遊休化)

■所有(利用)農地を今後、どうしたいか

- 貸したい、売りたい その場合の理由
- 貸すときの条件はあるか
- 貸したい時期は(直ちに・1年後・数年後)
- 貸したい期間は(5年・10年・10年以上)
- 希望の賃借料はあるか
- 貸したくない場合の理由
- 相続しているかどうか 等

②戸別訪問・地域の 話し合いの場へ参加しましょう 「農地を貸したい・借りたい」等の 聴き取りをしましょう

目標を立てて、頑張りましょう!!

〈農地を借りたい人には…〉

【借りたい農地の】

- 所在地
集落内、地区内、旧市町内、市町内
- 種別と面積
田・畑・樹園地・その他、〇〇a、〇〇ha程度
- 作付予定品目
米・麦・大豆・野菜・施設園芸・飼料作物 等
- 借りたい期間は
5年、10年、10年以上 等

※訪問先から細かいご相談を受けた場合は、
いったん持ち帰り、農業委員会事務局に相談しましょう。



「つながる」から 「つなぐ」へ!!

③ 聴き取り情報の整理・ 農業委員会事務局へ提出しましょう!!

聴き取りした内容は、必要に応じて清書し、農業委員会事務局に提出しましょう。あわせて、戸別訪問活動を活動記録簿等の日誌に記録し、こちらも農業委員会事務局に提出しましょう。

戸別訪問・地域の話し合いの場への参加による農地情報の聴き取りをしましょう! ※「戸別訪問時間き取り用紙」(資料22ページ参照)、「農地に関する状況報告書」



「農地に関する状況報告書」(資料23～26ページ参照)に聴き取った内容を記載し、農業委員会事務局へ提出しましょう! (農業委員会総会または定期検討会時)



「農地に関する状況報告書」に記載後、日誌(活動記録簿)にも戸別訪問の内容・時間等を記録し、随時農業委員会事務局へ提出しましょう!

農業委員会事務局において「農地に関する状況報告書」を整理し、定期的に検討会を実施します!



「つながる」ために!!

④定期検討会での マッチング協議・検討をしましょう!!

戸別訪問の情報の収集ありがとうございました。

農業委員会(農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局)のほか、関係機関等の関係者が集まり、定期的に検討会を開催しましょう。

検討会では、委員の皆様が戸別訪問等により聴き取りをおこなった内容、現状の各担当地区での集積状況を踏まえ、マッチングに向けた協議を行います。



〈検討会に集まる人…〉

- 農業委員 ■ 農地利用最適化推進委員 ■ 農業委員会事務局
- 市町農政担当課(農地集積・農地中間管理事業担当職員、指導員)
- 県農地中間管理機構駐在員(必要に応じて)
- 県農林事務所・農業改良普及センター
- JA ■ 土地改良区 等

〈協議・検討内容〉

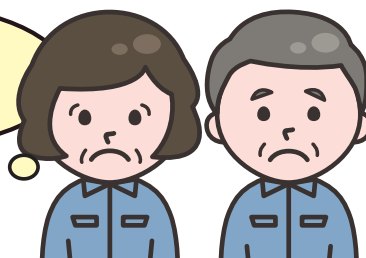
- 各担当地区の農地集積の進捗状況を共有
- 農地に関する状況報告書(資料23~26ページ参照)をもとに地域農業者の意向を共有
- 「農地に関する状況報告書」、農地中間管理機構借受希望者リスト等をもとに地区ごとの利用調整を協議
- 現場での利用調整(マッチング)、スケジュール・メンバー等の確認
- 次回の検討会までに調整する内容の確認 等

いよいよ「つながる」!!

⑤ 出し手・受け手の 意向確認・マッチング調整

検討会で農地集積に対する方向性を決めていきますので、方向性が決まったら借り受ける人を探したり、出し手・受け手の調整を行いましょう。

どうやって
受け手をさがす



検討会で受け手候補者の優先順を決めましょう!

※農地中間管理機構借受希望者リストの担い手を優先
※該当農地から比較的近くに住んでいる担い手 等

優先順に沿って、受け手候補者と話をしてみましょう!

**受け手候補者と出し手が折り合う条件について
調整、貸借条件の意向を確認しましょう!**

**確認した内容について記録を残す。
その記録をもとに次回の定期検討会等で
再協議を行いましょう!**



※地区内での調整が難しい場合もあります。その場合は、地区外の委員にも相談しながら担い手を探しましょう。場合によっては、地区をまたいだ農地集積・集約が出来るかもしれませんのであきらめず探しましょう。

農業委員、農地利用最適化推進委員だけでなく、中間管理機構駐在員等とチームを組んで現場でのマッチングを行いましょう！
チーム組みやスケジュールは定期検討会で決めましょう。



出し手と受け手それぞれの条件が食い違うこともあります。その場合は、何が問題なのか具体的に聴きましょう！

【問題点の把握】

- 農地の所在地、面積 ● 賃借料
- 農地の状況(遊休化等)
- 契約年数(利用権設定年数)
- 周辺農地、周辺品目
- 水路・畦畔の管理等



出し手・受け手それぞれの条件が少しずつでも合致できるよう、間に入って話し合いましょう！

※調整が難しい場合は、農業員会事務局に相談しながら検討しまししょう。

出し手・受け手の調整により、マッチング内容が整えば、賃借条件を確定させ、権利設定を行いましょう！

※権利設定には農業経営基盤強化促進法や農地中間管理事業の推進に関する法律等があります。

中間管理権設定のメリット

- ①農地の出し手には、経営転換協力金や耕作者集積協力金が交付される場合があります。
- ②賃借料は、受け手から機構が徴収し、お約束の期日までに出し手の方に、確実にお支払いします。
- ③出し手が多数でも、賃借料の支払先は機構に一本化されるので、受け手の方にとっても、お支払いの手間が大幅に省けます。
- ④借受農地の利用権の交換により、まとまりのある農地の確保が可能になります。



「つながる」 「つながる」集大成!!

⑥ マッチング内容を報告しましょう!

権利設定の段階まで話が進んだら、条件等を農業委員会事務局へ報告しましょう。事務局が関係機関と情報共有し、事務手続に入ります。

〈報告後の流れ〉

報告内容を確認後、農業委員会事務局が市町農政担当課と情報共有!

※市町農政課は、機構駐在員等からも報告を受け、全ての情報を集約。

市町農政担当課が権利設定に関する書類等を準備し、委員とともに出し手・受け手を訪問、書類記載してもらう!

※その際の権利関係書類(各筆明細書等)にマッチングに携わった委員の署名捺印も行いましょう=活動の証拠となります

※ここまでの内容についても、活動記録に残しましょう!

いよいよ完了!!

農業委員会で権利設定を決定し、公告されたら利用権設定完了です!

ありがとうございました!!

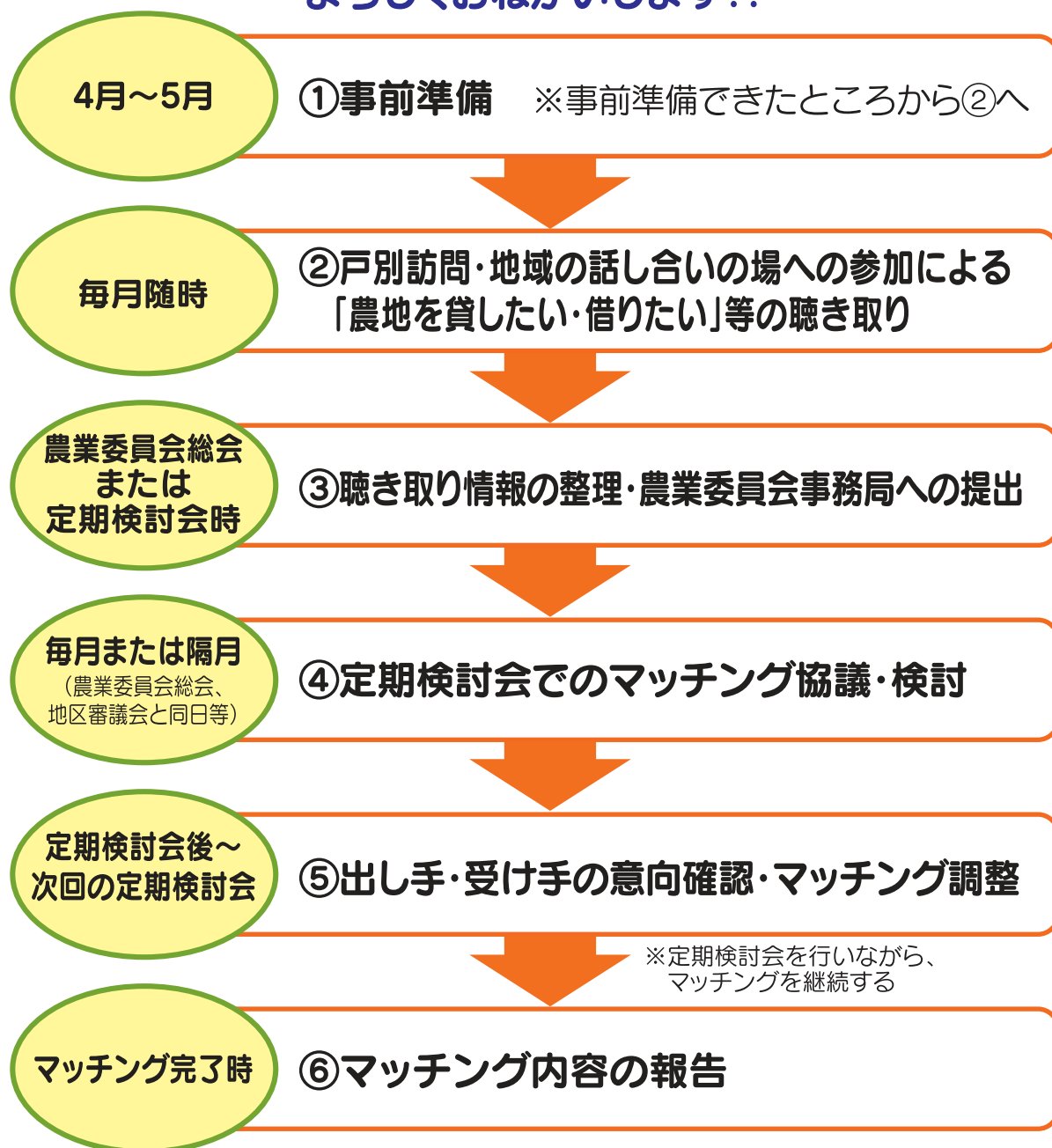
農地集積に向けた戸別訪問からマッチングまでの流れは以上となります。農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様がお一人で抱え込むことなく関係者と一緒になって取り組むことが大事です。

地域農業の維持・発展に委員の皆様のご力は必要不可欠です。全員で力を合わせ頑張りましょう!!

「つながる・つながる」

農地集積活動(戸別訪問～マッチング)の流れ

よろしくおねがいします!!



ありがとうございました!!

MEMO

A series of horizontal dotted lines for taking notes.

MEMO

Dotted lines for writing.





つながる

農地利用最適化推進活動マニュアル

参考資料

〈参考資料〉

1.戸別訪問時の聞き取り用紙

2.〈様式1〉

農地の出し手に関する状況報告書(記入例つき)

3.〈様式2〉

農地の受け手に関する状況報告書(記入例つき)

4.農地中間管理事業

あなたの農地のことについて、教えてください

平成 年 月 日

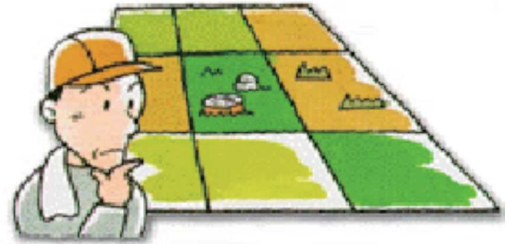
氏名： 年齢（ ）

住所：

1 所有している農地面積を教えてください

①面積 a

②枚数 枚



2 農地の管理状況は？

・自分で耕作している a

・人に貸している a

・耕作していない a

3 これからの管理について

・今後も自作を続けたい a

・規模拡大したい a

・貸したい a

・売りたい a

・その他（ ） a

4 貸したい、売りたい方は、いつ頃から希望しますか

・すぐに

・1～2年後

・3～5年後

・その他（ ）

5 農地のこれからの管理について、悩みや考えはありますか

6 後継者はいますか

農地の出し手に関する状況報告書

○年月日 年 月 日

市町名	
氏名	

【地区名： 地区】

農地所有者 (地権者)	氏名						
	住所	生年月日 T・S・H 年 月 日					
農地情報	NO	大字名等	字名等	番地	現況地目	面積(m ²)	農地状況
	①						利用・未利用
	②						利用・未利用
	③						利用・未利用
	④						利用・未利用
	⑤						利用・未利用
	⑥						利用・未利用
	⑦						利用・未利用
	⑧						利用・未利用
	⑨						利用・未利用
	⑩						利用・未利用
農地の出し手からの情報等							

農地の出し手に関する状況報告書

○年月日 ●●年 ● 月 ●●日

【地区名： ●● 地区】

市町名 ●●市・町

氏名 △△××

農地所有者 (地権者)	氏名	佐賀 太郎									
	住所	●●市大字●●100番地									
農地情報	NO	大字名等	字名等	番地	現況地目	面積(m ²)	農地状況				
	①	●●	×○	500	田	1,200.0	利用・未利用				
	②	●●	×○	600	田	2,300.0	利用・未利用				
	③	●●	○×	700	畑	500.0	利用・未利用				
	④	●●	○×	800	畑	600.0	利用・未利用				
	⑤						利用・未利用				
	⑥	農業委員会事務局で作成						利用・未利用			
	⑦										利用・未利用
	⑧										利用・未利用
	⑨										利用・未利用
⑩						利用・未利用					
農地の出し手からの情報等	<p>・①、②については、自作しているが体調を壊したため、受け手を探している。</p> <p>・③、④については、利用していないが草刈り等の管理はしており、遊休化の状態である。</p> <p>・耕作してくれる者がいれば、①～④全ての耕作をお願いしたい。</p> <p>・できれば、地域の方に耕作してもらいたいが、地域外の方でも構わない。</p> <p>農地利用最適化推進委員が作成</p>										

農地の受け手に関する状況報告書

○年月日 年 月 日

市町名	
氏名	

【地区名： 地区】

(受け手) 耕作者	氏名	
	生年月日	T・S・H 年 月 日
	住所	
借りたい農地の情報 <small>※該当項目を○で囲む</small>	住所	集落内 ・ 地域内 ・ 旧市町村内 ・ 市町内
	種別	田 ・ 畑 ・ 樹園地 ・ 採草放牧地 ・ その他
	広さ	a以上 ・ ha以上
	作付品目	米 ・ 麦 ・ 大豆 ・ 野菜 ・ 施設園芸 ・ 飼料作物 等
	期間	5年 ・ 10年 ・ 10年以上
その他、受け手からの情報等		

農地の受け手に関する状況報告書

○年月日 ●●年 ●●月 ●●日

【地区名： ●● 地区】

市町名	●●市・町
氏名	△△××

(受け手) 耕作者	氏名	佐賀 太郎
	生年月日	T・S・H 年 月 日
	住所	●●市大字●●100番地
借りたい農地の情報 <small>※該当項目を○で囲む</small>	住所	集落内・地域内・旧市町村内・市町内
	種別	田・畑・樹園地・採草放牧地・その他
	広さ	50a以上・ha以上
	作付品目	米・麦・大豆・野菜・施設園芸・飼料作物等
	期間	5年・10年・10年以上
その他、受け手からの情報等	・収益増を図るため、新たに施設園芸(アスパラ)に取り組む。 ・できれば寄り近い集落内を希望するが、地域内までであれば借り受けたい。 ・賃料は20,000円/10a程度と考えている。	

農地中間管理事業の活用にあたって

集落等地域での話し合いが重要です!!

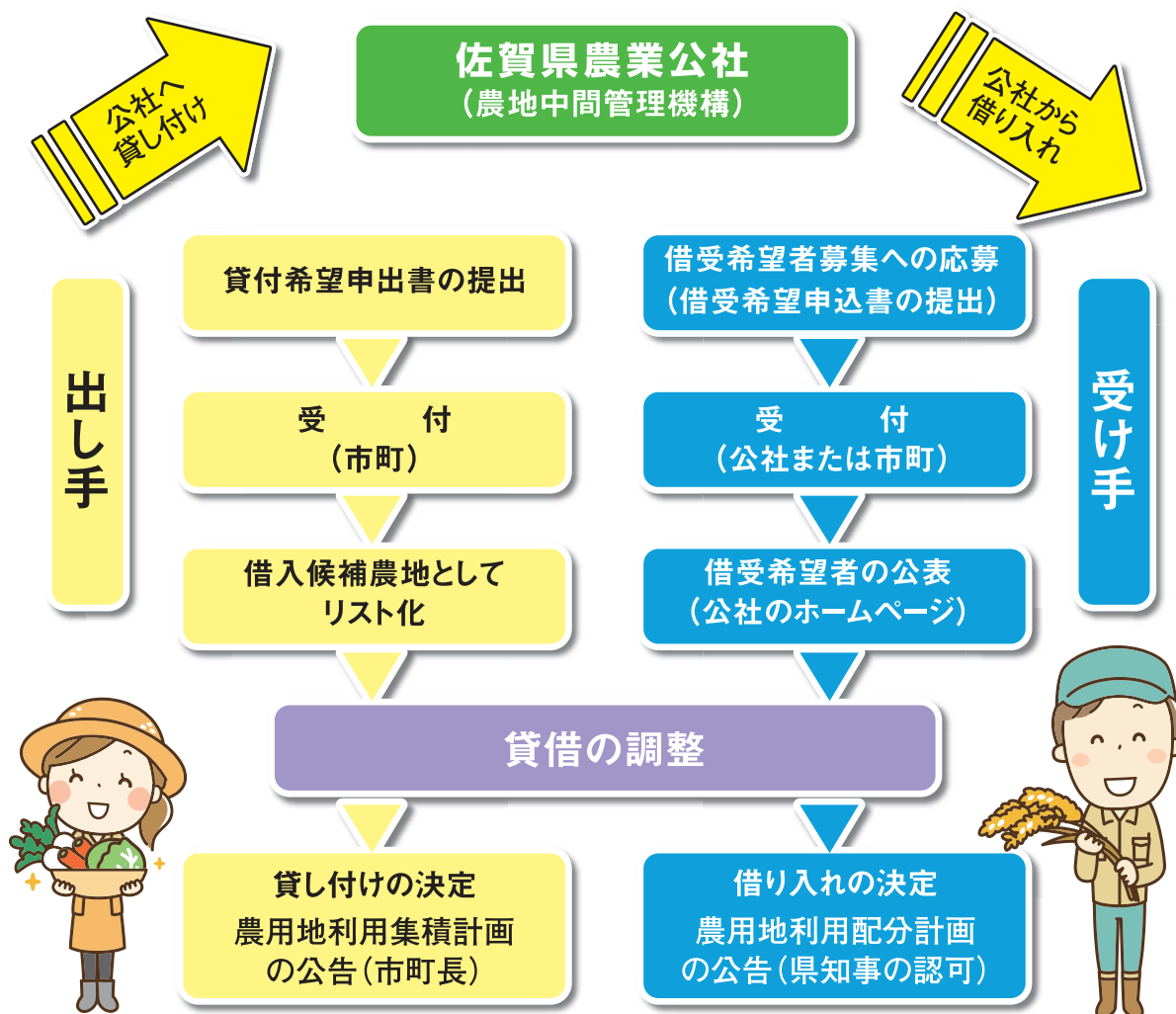


例えば、

- 今後、地域の農地は誰が担っていくのか。
- 農地を効率的に利用していくためにはどうしたらいいか。
- 集落営農組織を、どう強化していくのか。

など、『将来にわたって地域農業を発展させていくにはどうしていったらいいのか』についての話し合い・合意づくりを進めましょう。

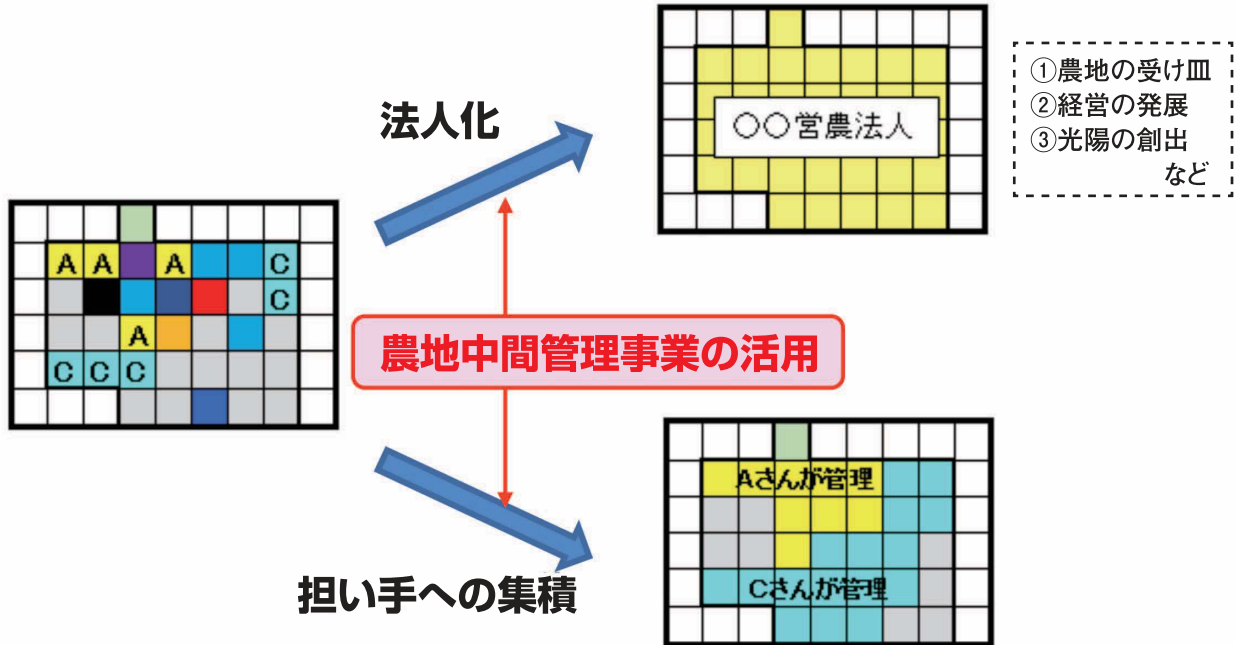
農地の貸し付け・借り入れの流れ



こんな時、農地中間管理事業の活用を!

○集落営農組織の法人化・経営発展

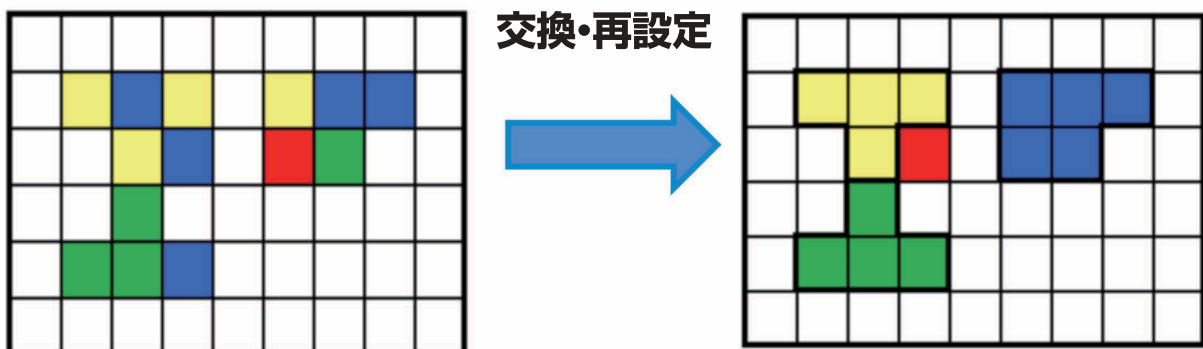
地域の実績に応じた、集落営農組織の法人化・経営発展に向けて話し合う必要があります。



- 農地中間管理事業で設定する利用権については、法人の経営する農地の一部でも構いません(残りは他の事業で設定することも可能)。
- 賃料については、法人内で話し合いを行った金額で利用権設定します(物納や使用貸借も可能です)。
- 始期・終期についても、法人内の話し合いで決定した内容で利用権設定を行います(但し、3年以上で設定)。

○農地利用の再編

農地が分散して、効率的な作業が出来ない場合などは、お互いの話し合いにより利用権の交換・再設定を進めて、団地化を図りより効率的な農業経営の実現を目指すこともじゅうようです。



農地中間管理事業の主なメリット

農地を貸したい人(出し手)

- 借受する農地は、機構が直接お借りし、賃料は機構が支払うこととなりますので安心です(確実に賃料が支払われる)。
- 貸借した農地は期間満了で確実に戻ります(希望すれば継続も可能、次の借り手を機構が探す)。
- 公的機関なのでマイナンバーの管理は安全です。
- 所有する全農地(10a未満の自作地を除く)を新たに、一括して機構に10年以上貸し付けた場合、固定資産税の軽減(1/2に軽減)が一定期間、受けられます。

- ①15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間
- ②10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、3年間



農地を借りたい人(受け手)

- 賃料は、複数の地主がいる場合でも一括して機構へ支払えばよく、手間を大幅に省くことができます。(機構に払うだけで、それぞれの地主への支払は機構が行い、地主への振込手数料は機構が負担)。
- 農地の貸し付けは、受け手の規模拡大の希望に配慮しつつ、団地化などを考慮しますのでより効率的な規模拡大が図れます。
- 地域の話し合いにより、交換・再設定を進めて、団地化を図り、より効率的な農業経営の実現を目指すことができます。
- 国等の事業では農地中間管理事業の活用を要件とするものや採択を優遇するものが増えてきています。
- 地主のマイナンバーは機構が管理します。

【農地中間管理事業の留意点】

農業委員会における従来の利用権設定に比べて、手続きに時間を要するため、早めの相談をお願いします。

.....〈お問い合わせ〉.....

佐賀県農林水産部農産課

佐賀市城内一丁目1番59号(佐賀県庁新館10階)

TEL.0952-25-7422

一般社団法人佐賀県農業会議

佐賀市八丁畷町8番1号(佐賀総合庁舎4階)

TEL.0952-20-1810

公益社団法人佐賀県農業公社

佐賀市八丁畷町8番1号(佐賀総合庁舎4階)

TEL.0952-20-1590

つながる

農地利用最適化推進活動マニュアル



佐賀県

佐賀県農業会議

佐賀県農業公社

平成30年3月発行